

下関市小児慢性特定疾病審査会運営要綱

1 目的

下関市小児慢性特定疾病審査会運営要綱（以下「要綱」という。）は、児童福祉法第19条の4及び児童福祉法施行規則第7条の25に基づき設置される小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）に関して必要な事項を定め、適切な運営に資することを目的とする。

2 委員の任命

委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、2年とする。
- (2) 委員に事故等の理由により欠員が生じた場合は、速やかに補欠の委員を任命するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、再任されることができる。

4 会長

- (1) 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 審査会は、審査を迅速に行うために、持ち回り審議をすることによって、会議を開かず、これを審査することができる。
- (2) 審査会は、必要に応じて審査事項に関係がある者から意見を聴くことができる。

6 審査及び判定

- (1) 審査会は、提出された医療意見書等に記載された事項に基づき「児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の程度（厚生労働省告示第475号）」に照らして小児慢性特定疾病医療費支給認定について審査を行う。
- (2) 審査対象者が審査会委員の関係する施設等から医療支援等を受けている場合には、原則として当該審査対象者の審査及び判定に限って当該審査会委員は判定に加わらないものとする。ただし、当該審査対象者に関する状況等を述べることは差し支えないこととする。

- (3) 審査会は、必要に応じて有効期間等に関する意見を付することができる。
- (4) 事務局は、申請のあったものについて「厚生労働大臣が定める者（厚生労働省告示第462号）」に照らし適否について審査会に意見を聞くことができる。

7 事前準備

- (1) 事務局は、審査会開催に先立ち、当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者について審査に必要な資料を準備する。
- (2) 事務局は、当該審査対象者の状態等について十分な理解が得られるよう、審査予定日1週間前を目安に審査に必要な資料等を審査会委員に配布又は送付する。

8 審査会の公開

審査会は、第三者に対して非公開とする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、審査等に関して必要な事項は、審査会が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。